

別記様式第1号(第四関係)

# 北斗市三ツ石地区活性化計画

北海道北斗市

平成25年1月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	三ツ石地区活性化計画			計画期間(※2)	平成24年度～平成25年度
都道府県名	北海道	市町村名	北斗市	地区名(※1)	三ツ石地区

### 目標 : (※3)

本市の人口の推移は昭和60年以降増加しており平成22年度との対比では20.6%増加となっている。近年は微減の傾向となっているが、同時期の北海道の人口推移は△3.0%、渡島総合振興局管内では△15.4%であり、近隣市町村に比較するとその減少率は僅かである。しかし、本市の西部「茂辺地地区（茂辺地・当別・三ツ石）」は漁業中心の集落でH19～H24の人口減少率が△12.7%となっており、当該地区の減少率も△8.3%となっていて、当市の他地区的増減率が±3%程度あることから、人口減少の抑制と定住人口の増加を図りたい。

幸い当該地区は優れた農山漁村景観をなしており、地区内には「トラピスト修道院」隣接地区には「男爵資料館」があり一定程度の交流人口はあるが、平成20年度の65,700人をピークに平成23年度は58,112人まで減少している。計画目標増加率2.49%の達成のため平成28年度に65,000人まで交流人口の増加を図り、優れた農山漁村景観及び生活環境のPRにより定住人口

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

平成18年2月1日肥沃な大地と温暖な気候に恵まれ、漁業・農業・商工業を中心とし発展してきた旧上磯町と、農業を中心とし発展してきた旧大野町が合併し、北海道内35番目の市となる北斗市が誕生しました。北斗市は北海道の南部に位置し、南部は函館湾、南東部は函館市、東部は七飯町、北部は森町と厚沢部町、西部は木古内町に隣接しており、総面積は397.3OKm<sup>2</sup>で北西部の脊梁山脈が南東部に緩斜面となり農耕地が拓け、東部の大野平野にも大規模な農耕地が拓けております。気象条件は、対馬暖流の影響を受け、海洋性の気候となっており、道内においては降雪量も少なく、比較的温暖で暮らしやすい地域である。

本地区は北斗市の西部に位置する海岸沿いの段丘地にあり、酪農を中心とした集落を形成していたが、高齢化や乳価の低迷などからほとんどの農家は離農している。地区内の農地（牧草地）は約74haであるが、うち5ha(7%)が遊休農地となっている。その他の農地は地区内外の農家により適正な利用・管理がされている。

#### 現状と課題

当地区は散居形態の酪農を中心とした集落であったが、飲料水・営農用水を沢水に頼っていた。昭和50年代に北海道においてエキノコックス症が問題となり、その対策として上水道への切り替えを推進したが、上水道の給水エリア外では集落として簡易給水施設を作るか、深井戸にする必要があった。当該集落は農村集落で受益者の理解も得られたので昭和62年度農村総合整備モデル事業「上磯地区」として営農飲雑用水施設を整備した。しかし、整備から約30年を経過し施設は老朽化が著しく、また、残留塩素濃度のデーター取得が出来ない為、職員が毎日濃度測定を行っているが、変動が大きく素早い対応でできないため、機器の老朽化を含め今後の安定的な給水の継続に懸念があることから、取水・浄水施設等の整備が急務となつていて。また、海岸沿いの隣接地域を含めた三ツ石地区内で唯一の避難所である「石別中学校」も本給水エリアに含まれており、災害時の給水に懸念がある。

#### 今後の展開方向等(※4)

既設飲雑用水施設の改修整備及び農道に面した当該施設の綠化・植樹を行うことにより、安全・安心・安定的な給水が可能となり、併せて農山村景観の保全が図られ、離農跡地を酪農畜産経営を目指す新規就農者の就農予定地とするなど、地域の生活・営農環境が向上する。また、地域住民が地域資源を活かした集客イベントを計画していることもあり、交流人口の増加が期待されることから、地域の優れた農山漁村景観と生活環境を積極的にPRし、転出人口の抑制と転入人口の増加につなげたい。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北斗市	三ツ石地区	簡易給排水施設(飲雑用水施設)	北斗市	有	口	
北斗市	三ツ石地区	景観・生態系保全整備(景観・生態系保全整備)	北斗市	有	口	

### (2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
北斗市	全市	北斗市農業活性化対策事業(北斗市農業新規参入者支援事業)	北斗市	新規就農後の農業経営をスムーズに軌道に乗せることを目的とし、一定の助成を行う。

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

### 3 活性化計画の区域(※1)

三ツ石地区(北海道北斗市)	区域面積(※2)	454ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積454haのうち、林地は330haで72.7%、農用地は60haで13.2%、牧場が14haで3.1%となっており、農林地としては404ha 88.9%となっている。農用地の内訳はそのほとんどが採草地となっている。		
②法第3条第2号関係: 当該地区内人口は過疎化(平成19年から平成23年の5か年間における人口減少率8.3%)・高齢化(平成23年度における高齢化率は38.6%)が進行しており、生活環境を安定させることにより転出の抑制を図るとともに、地域間交流の促進により地区外からの転入を促すことで、集落の存続と活性化を図るものである。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は都市計画区域外で、7戸程度の集居集落はあるがその他は散居集落であり、市街地を形成している区域以外の地域である。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

・交流人口の確保 2. 49 %

毎年実施される「観光入込客数調査」により、計画区域外からの入込客数を把握し達成状況の検証を行う。

・定住人口の確保 12. 46 %

毎年度末に住民基本台帳より地区の人口動態を調査し達成状況の検証を行う。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。



